線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	六　北緯三十三度二十八分五十三秒、東経百三十五度四十九分十四秒の点 七　北緯三十三度二十八分五十九秒、東経百三十五度四十九分三十七秒の点 八　北緯三十三度二十八分五十三秒、東経百三十五度五十分二秒の点 九　北緯三十三度二十八分五十二秒、東経百三十五度五十分九秒の点 十　北緯三十三度二十八分三十一秒、東経百三十五度五十分三十秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百十九　航空自衛隊高蔵寺分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
愛知県春日井市	愛知県春日井市	愛知県春日井市
木附町堂ヲ須	木附町及び高座町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	愛知県瀬戸市 鹿乗町及び十軒町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		愛知県春日井市 石尾台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目、岩成台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目から九丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）、押沢台一丁目から七丁目まで、木附町（次の図面に示す部分に限る。）、高蔵寺町三丁目から七丁目、（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び八丁目、（次の図面に示す部分に限る。）、北二丁目から五丁目まで、白山町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、高座台一丁目から五丁目まで、高座町、高森台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、玉野台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、台一丁目から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目まで、藤山台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで

三百二十　航空自衛隊高蔵寺分屯基地飛地地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
愛知県春日井市	愛知県春日井市	愛知県春日井市 木附町無番地
木附町（次の図面に示す部分に限る。）	愛知県瀬戸市 鹿乗町及び川平町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	愛知県春日井市 押沢台一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目から七丁目まで、木附町（次の図面に示す部分に限る。）、高座町（次の図面に示す部分に限る。）、玉野台一丁目から三丁目まで並びに玉野町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二十一　航空自衛隊白山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
三重県津市	三重県津市	三重県津市 白山町大原二百九十七番地
白山町大原、白山町小杉及び白山町福田山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	三重県津市 白山町大原、白山町小杉及び白山町福田山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	三重県津市 白山町大原、白山町小杉及び白山町福田山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
霧生及び諸木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	三重県伊賀市 霧生及び諸木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	三重県伊賀市 霧生及び諸木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。